

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片 山 篤

市町村名 (市町村コード)	久米南町 (663)
地域名 (地域内農業集落名)	大三池地区 (大三池)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地域においては、水稻栽培が中心であるが、小さい集落で担い手も少なく、高齢化や離農の影響から、10年後には耕作放棄田が増加する懸念がある。

・農地の一町の面積も小さく、農道も狭い為、大型機械による効率化もできず、地区外からの担い手の呼び込みも難しいのが現状となっている。

・地区が山に囲まれており、鳥獣被害も多数発生しており、年々、生産意欲が減退している農業者も見受けられるのが現状である。今後は鳥獣害対策について地域一丸となって取組むことも検討していく必要がある。

・中山間地域であることから農地の維持管理に加えて獣害対策や法面の管理にも労働時間を取られることが多く、地域資源の維持管理における労働時間を削減するため、獣害防止柵の設置やラジコン草刈機の導入など、省力化を進めていく必要があると考えている。

・地域内の農地は法面が多く、草刈り作業を含めた地域資源の維持管理に労働力が必要であるが、今後は非農家も含めた地域資源の維持管理における実施体制の構築が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主に作付けしているが、水稻関係の機械が壊れた段階で水稻の作付けをしない農家が増えている。当地域における水稻作付面積は小さく、個々で機械を装備しても所得向上は見込めないことから、地域内で土地利用型農業のオペレーターを育成し、地域の水稲作業は地域でまとめて行う取組みを進めていく必要がある。

・水稻については、個人経営で行っており、効率的かつ効果的な営農が行われていないため、今後は土地利用型農業の共同化やオペレーターの育成を進めていく。

・地域内の農地については、耕作放棄田とならないよう地域一体となって取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・農地の所有者、担い手の話し合い。リーダーの育成。
- ・所有者の丸投げ防止の啓蒙。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・毎年、多面的機能支払交付金事業の活動組織で、老朽化用水路の点検整備、並びに農道整備を企画する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・特になし

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣被害対策として、被害が拡大しないよう地域による防護柵等の設置や維持管理、有害鳥獣の目撃・被害状況の情報共有などに取組む。
- ⑦地域内の農地の保全・管理を協力し合い、遊休農地の荒廃を防ぐため草刈等の共同作業や、農業用施設(水路・農道等)の維持管理を実施する。